

答申第8号



鎌公審査第11号
平成9年7月7日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会
会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて
(答申)

平成6年8月2付で諮詢（諮詢第4号）された鎌倉市深沢地域整備計画
事業化推進検討調査報告書（平成4年3月）の一部公開決定の件について、
次のとおり答申します。

1 審査会の結論

鎌倉市深沢地域整備計画事業化推進検討調査報告書（平成4年3月）（以下「本件文書」という。）は、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成6年5月25日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号・3号・4号・5号に該当するとして、一部非公開としたのは、次に掲げる理由から、条例の解釈・運用を誤っているというものである。

ア 平成5年12月、異議申立人は、鎌倉市議会に「深沢清算事業団用地とその周辺を含めた整備計画に関する陳情」を提出し、地域住民に計画を公表し、地域住民の意見や考えを反映できるように求めてきたが、住民には意見や考えを言う場を与えられないうちに、一部委員により「深沢地域の新しいまちづくりの基本方向」がまとめられ、平成6年11月に市長あて提言が行われた。

イ 周辺地域住民は、農地・住宅・工場・商業施設等の混在を、鎌倉市が言うように、計画的な市街地整備が不十分とは思っておらず、地域に根ざした生活の証と感じており、鎌倉・藤沢両市が進めようとしている大規模開発は、深沢地域住民・宮前地区住民が望むまちづくりにはつながらない。

ウ 本件文書と併せて公開請求した鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査A、鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査B、拠点地区土地利用計画等策定基礎調査、鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書の文書も含めた5件の文書では、より実現化に向けての調査・検討などを行ったとあるが、都市拠点総合整備事業として、深沢・村岡両地域を一体的に捉えているとなると、村岡・宮

前地区が「土地区画整理を事業手法」として住民説明がされていることから、深沢地域も「土地区画整理が具体的な事業手法」であることは明白であり、大量の一部公開拒否は将来関係権利者になり得る、調査地域内住民の知る権利を無視したものである。

エ 市長は、今後、地域の意見を聴く場づくりとしての地元協議会的組織をつくり、市民意向調査等を行いながら、計画の具体化を図るとしているが、この進め方は行政側の都合が優先しているものであり、住民のためのまちづくりであるならば、事実は事実として出し、その上で住民がどのようなまちづくりを望み、整備を考えているのかを話し合い、議論されるべきであり、その基礎資料として公開されるべきと考える。

オ 条例第6条第1項第3号該当性について

(ア) 公開することにより、神奈川県や藤沢市との協力関係を著しく害するおそれがあるとして非公開としたことは、お互いに相手の自治体に責任を転嫁しているか、或いは口裏を合わせて情報を出さない算段かで、これでは知る権利を保障するとした真の意味での情報公開とはいえない。

(イ) 藤沢市では当初から宮前地区整備を土地区画整理の整備手法として発表しており、新駅の設置とは表裏一体と答えている。鎌倉市でも、平成5年9月議会で「現段階では区画整理事業の手法を用いることが妥当であろう」との考え方を持っていると答えており、深沢地域住民は、この都市基盤整備が「街の構造そのものの改造であり、地区住民の生活に大きな影響を及ぼす…」ことを、まだ知らされていない。

カ 条例第6条第1項第4号該当性について

(ア) 本件文書には、「行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれている、又、個人の財産・利害に密接な情報も多く含まれており、現段階で公開すると、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがある」とのことだが、実施機関は「JR大船工場は神奈川県・藤沢市・国鉄清算事業団及び鎌倉市の4

者の調査の中では現在は調査範囲に入っているが、いわゆる対象としてはのぞかれている」と答えている。

- (1) 新駅と深沢清算事業団用地を中心とした整備であり、新駅から至近距離にあり多大な開発利益を得ると思われるJR大船工場はのぞかれ、三菱電機等の工場群もなぜ整備地区に入らないのか、その理由を専門家が調査・検討した基礎資料を公開してほしい。
- (ウ) 公開することによって、特定個人の利害得失を招くとするならば、それは調査報告書が公平に記されていないか、間違いが記されている場合であると考えられる。従って、公正かつ適正な事業執行を行うためには、地域住民に資料を全て公開してから、住民との協議を十分行うべきである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 深沢地域清算事業団用地周辺整備事業及びその調査目的について
ア 昭和62年の国鉄改革に伴い、深沢地域の周辺に生じた国鉄清算事業団用地並びにその周辺地域の土地利用のあり方等について、地域特性を踏まえた整備計画を策定して、鎌倉市全体の発展にふさわしい姿を見い出すことを目的として調査を実施してきたものである。
- イ 当該調査は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、土地区画整理事業の調査手法により、市街地環境評価の実施及び市街地整備の基本構想の作成、実現化方策の検討等とあわせて、市街地整備の具体的事業手法の検討を行ったものである。

(2) 本件文書について

深沢地域清算事業団用地周辺整備事業は、平成2年度から神奈川県、国鉄清算事業団、藤沢市、鎌倉市の四者で、深沢地域の国鉄清算事業団用地の高度利用の方向や周辺地域の市街地整備のあり方等を検討し、整備計画や計画の具体化方策について、基本構想、基本計画レベルの調査を行ったものである。

また、平成4年度には、鎌倉市深沢地域、藤沢市村岡地域を一体的に

捉えた地区を湘南地区として、各国鉄清算事業団用地を中心とした開発整備の位置づけ、都市拠点施設整備のあり方等を検討するとともに、総合的な市街地整備計画の検討を行った。

本件文書は、これらの調査の一環として実施したものであり、鎌倉市における深沢地域の位置づけ及び同地域への導入機能・施設に対する多面的考察を通じて、同地域地区の開発整備・事業化のあり方について、開発コンセプトの提案、これに基づく導入施設の可能性並びに国鉄清算事業団用地取得に関する検討を行ったものである。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性について

本件文書には、周辺企業へのヒアリングメモ及び国鉄清算事業団用地の処分状況についての記述があり、各企業の内部情報であるにもかかわらず、本調査趣旨の理解を得て提供を受けたものであり、また、生産活動及び営業活動の情報内容等についての情報であり、公開することにより当該企業に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。

(4) 条例第6条第1項第3号該当性について

本件文書には、庁舎移転に係るヒアリング結果及び各施設建設事業費について各市の記述があるが、これらは本調査趣旨の理解を得て、また、本市内部資料として使用するものとして取得した情報であり、公開することにより、各市との協力関係を著しく害するおそれがあることから、条例第6条第1項第3号に該当し、非公開としたものである。

(5) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書には、具体的整備計画、庁舎建設及び財政負担・事業採算性についての記述があるが、これらは行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれており、現段階で公開すると不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開としたものである。

(6) 条例第6条第1項第5号該当性について

本件文書には、国鉄清算事業団用地不動産価格調査についての記述があるが、この情報は、本市が取得を要望している国鉄清算事業団用地に

関して不動産鑑定を行ったもので、その評価額が明らかになることにより、事業の推進に著しく影響するおそれがあることから、条例第6条第1項第5号に該当し、非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書及び整備計画について

ア 本件文書は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域の計画的な市街地整備を推進するため、鎌倉市における深沢地域の位置づけ及び同地域への導入機能・施設に対する多面的考察を通じて、同地域の開発整備・事業化のあり方について、開発コンセプトの提案や導入施設の可能性等の検討を行った、調査報告書であることが認められる。

イ 本件整備計画は、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備構想」（第3次鎌倉市総合計画の名称）として、深沢地域の国鉄清算事業団用地及びその周辺地域を中心に、隣接する藤沢市の新駅構想も視野に入れながら、深沢地域の新しいまちづくりを推進しようとするものである。

ウ その内容は、鎌倉市のみならず藤沢市域の新駅構想も視野に入れた広域的課題でもあることから、鎌倉市、藤沢市、神奈川県、国鉄清算事業団の四者において、事業団用地の利用や周辺地域の市街地整備のあり方等について審議・検討を行い、具体化方策について調査を実施したものである。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書には、周辺企業からのヒアリング結果を記載した部分、国

鉄清算事業団用地処分の状況、事業化推進検討調査に関する検討会の内容等についての記載部分があるが、これらの情報は、本市内部で使用することを条件に提供を受けた情報である。

また、国鉄清算事業団用地の処分に係る部分には、処分の方法・処分の相手先名・土地利用の形態に関する記述があるが、このうち処分が完了していない部分を公開すると、販売計画や営業方針が明らかになることによって、国鉄清算事業団の営業活動に不利益を与えることになると認められる。

さらに、ヒアリング結果や検討会の内容に関する記述については既に当該企業が営業活動の途上において体験・取得した企業の知的財産というべきものであり、これらの情報を一般に外部へ公開した場合、当然その企業にとって競争上の地位・財産権について不利益が生じるおそれがあるものと認められる。

以上のような理由から、別表1に掲げる部分は条例第6条第1項第2号に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第3号該当性について

ア 条例第6条第1項第3号は、「国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関と実施機関における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、国等との協力関係を継続的に確保する観点から、国等との間における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害し、市の行政運営に支障が生じないようにするため、これらの情報は公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書には、藤沢市が新駅構想に関連して作成した情報で、本市の整備計画と密接に関連した内容の記述がある他、庁舎新設に関連して、本市が他の自治体から提供を受けた情報がある。

藤沢市においては、本市と同様に村岡地域新駅設置を前提としたまちづくり計画を推進しており、本市は藤沢市から調査結果や各種デー

タについて情報の提供を受けている。

また、庁舎新設についての情報も、複数の自治体から関連する情報の提供を受けているが、これらはいずれも行政機関相互の協力・信頼関係に基づいて、作成・取得したものであり、これを公開することにより、情報の提供を受けた自治体との信頼関係を著しく害するおそれがあるものと認められる。

以上のような理由から、別表2に掲げる部分は条例第6条第1項第3号に該当するものと判断する。

(4) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより、当該審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議、検討、調査研究等が自由率直な意見交換や十分な資料収集のもとに行われることを確保する観点から、行政として最終的な意思決定までの段階にある情報で、公開することによって、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれのある情報等については、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、特定の土地の権利に直接係わる部分、具体的な整備方針・今後の検討課題等に係わる部分については、本件整備計画の推進に当たり、市内部における意思形成過程での審議、検討等に関する資料としての性格を有するものと認められることから、これらを公開することにより、不正確な理解や誤解を与え、本件整備計画に係る審議、検討等に著しい支障が生じるおそれがあるものと考える。

しかし、実施機関が非公開とした部分には、非公開の処分時点から現時点までの時間的経過もあり、深沢地域まちづくり会議や広報臨時号等を通じて市民に公表された情報のほか、一般的な例示や参考とした図表など、公開したとしても市民に誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあるとは言えない情報も多く見受けられる。したがって、これらの情報は公開すべきものと考える。

以上のような理由から、別表3に掲げる部分は条例第6条第1項第4号に該当し非公開が妥当であるが、その余の部分は公開が妥当と判断する。

(5) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業についての情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程においての情報を公開することにより、実施の目的を失い、又は特定のものに不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれがあるため、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものであると解する。

イ 本件文書には、国鉄清算事業団用地の買収に関し、当該不動産の鑑定評価についての記述がある。これらの情報は、実施機関が本件整備計画の推進に当たり、将来国鉄清算事業団用地を取得する際の価格算出の基礎となる記述であり、これを公開した場合、市が具体的に用地買収交渉に入るに当たり、事前に市の買収予定価格が知られてしまうこととなり、特定のものに不当な利益を与えるだけでなく、ひいては本件事業に係る経費が増大する他、本件事業の公正・円滑な執行が著しく困難になるおそれがあるものと解する。

以上のような理由から、別表4に掲げる部分は条例第6条第1項第5号に該当するものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 表 鎌倉市深沢地域整備計画事業化推進検討調査報告書

1 条例第6条第1項第2号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
19	全部
23	表上段「土地利用」欄の2行目から5行目、同10行目から12行目、同14行目から18行目、同20行目から22行目まで、「処分先等」欄の2行目から4行目、同9行目から15行目、同17行目から19行目まで、「処分方法」欄の2行目から6行目、同11行目から13行目、同15行目から20行目、同23行目から24行目まで、「備考」欄の2行目、同7行目から8行目、同10行目から15行目、同17行目から20行目まで
24	表上段「土地利用」欄の2行目から3行目、同5行目から8行目、同10行目から11行目、同17行目から18行目、同20行目から21行目まで、「処分先等」欄の2行目、同4行目から6行目、同8行目、同14行目から15行目、同17行目まで、「処分方法」欄の4行目から7行目、同9行目から11行目、同19行目同21行目から23行目まで、「備考」欄の4行目から5行目、同11行目から12行目まで
25	表上段「土地利用」欄の4行目から8行目、同10行目から13行目、同17行目から18行目、同20行目以下全部、「処分先等」欄の4行目から6行目、同8行目から11行目、同13行目、同15行目以下全部、「処分方法」欄の5行目、同7行目から9行目、同11行目から14行目、同17行目以下全部、「備考」欄の4行目から6行目、同8行目から10行目、同14行目、同16行目以下全部
26	表上段「土地利用」欄の4行目から13行目、同15行目から23行目まで、「処分先等」欄の4行目から8行目、同10行目から17行目まで、「処分方法」欄の4行目から9行目、同11行目から14行目まで、「備考」欄の5行目以下全部
27	表上段「土地利用」欄の2行目から3行目、同7行目、同9行目から10行目、同12行目から17行目、同19行目まで、「処分先等」欄の2行目から3行目、同7行目、同9行目、同11行目から15行目、同17行目まで、「処分方法」欄の6行目、同8行目、同11行目から12行目、同14行目から15行目まで、「備考」欄の5行目、同7行目、同9行目から10行目、同12行目まで
28	表上段「土地利用」欄の2行目から3行目、同6行目から10行目、同14行目、同16行目から17行目、同21行目以下全部、「処分先等」欄の3行目から7行目、同12行目、同15行目以下全部、「処分方法」欄の2行目から3行目、同5行目から9行目、同16行目以下全部、「備考」欄の2行目から3行目、同5行目から8行目、同12行目以下全部

頁	該 当 行 等
29	表上段「土地利用」欄の4行目、同7行目、同9行目から13行目、同15行目から16行目、同21行目から23行目、同25行目、「処分先等」欄の4行目、同7行目、同9行目から13行目、同15行目から16行目、同21行目から22行目、同24行目、「処分方法」欄の5行目、同8行目、同10行目から15行目、同19行目、同20行目以下全部、「備考」欄の3行目、同5行目から9行目、同13行目以下全部
30	表上段「土地利用」欄の3行目、同5行目以下全部、「処分先等」欄の3行目、同5行目以下全部、「処分方法」欄の3行目以下全部、「備考」欄の2行目、同4行目以下全部
107	左側1行目から9行目まで
129	3行目
155 ～ 162	全部
163	1行目10文字目以下全部

2 条例第6条第1項第3号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
3	右側8行目17文字目から9行目7文字目まで
52	左側13行目以下全部
56～63	全部

3 条例第6条第1項第4号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
3	左側3行目15文字目から25文字目、同4行目31文字目から5行目27文字目まで
116	左側13行目5文字目から16行目2文字目、同24行目以下全部
117	全部
118	左側全部
122	15行目以下全部
130	左側1行目を除き全部
131 ～ 136	全部
137	左側1行目を除き全部
138	全部
139	左側1行目を除き全部
140 ～ 142	全部
143	左側1行目を除き全部
144 ～ 145	全部
146	左側1行目を除き全部
147 ～ 153	全部

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考2 図表が記載されたページについては、様々な記載方法が見られたため、範囲を特定する部分の表現は、当該ページごとに適宜行った。なお、行数は、範囲を特定する表現部分を1行目として、文字が記載された行を上から数えた。（図表の題名は含むが図表そのものは含まない。）

備考3 文字数は、範囲を特定した場合も、その範囲内の行の記載のある文字について左から数えた。

備考4 句読点、「○」、「・」、「：」、「※」、「ー」、「〔」、「〕」、「m」、「h a」等の標記は一文字とし、数字は桁数にかかわらず一文字と数えた。

4 条例第6条第1項第5号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
37	3行目20文字目から24文字目まで、表中の「調査価額」欄の右側記載部分全部 、左側下段「調査価額」欄記載部分全部
164 ～ 170	全部
173	全部
175 ～ 180	全部
183	全部
185 ～ 191	全部
194	全部

審　查　会　の　処　理　経　過

開催年月日	処理経過
6. 8. 2	諮詢（諮詢第2～6号）
8. 4	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
8. 25.	一部公開拒否理由説明書を受理
8. 26	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
12. 22	意見書を受理し、実施機関へ写しを送付
12. 26	意見書の写しを実施機関へ送付
7. 1. 24	・審議（第7回審査会）第2号～6号
2. 21	・審議（第8回審査会）第2号～6号
3. 22	・異議申立人から意見聴取（第9回審査会）第2号～6号
4. 28	・実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取 (第10回審査会) 第2号～6号
5. 24	・審議（第11回審査会）第2号～6号
6. 26	・審議（第12回審査会）第2号～6号
7. 26	・審議（第13回審査会）第2号～6号
8. 7. 2	・審議（第25回審査会）第2号～6号
7. 19	・審議（第26回審査会）第2号～6号
8. 2	・審議（第27回審査会）第2号～6号
9. 9	・審議（第28回審査会）第2号～6号
10. 9	・審議（第29回審査会）第2号～6号
11. 7	・審議（第30回審査会）第2号～6号
11. 20	・審議（第31回審査会）第2号～6号
12. 20	・審議（第32回審査会）第2号～6号
12. 25	・審議（第33回審査会）第2号～6号
9. 1. 20	・審議（第34回審査会）第2号～6号
2. 17	・審議（第35回審査会）第2号～6号
3. 12	・審議（第36回審査会）第2号～6号
4. 18	・審議（第37回審査会）第2号～6号
5. 14	・審議（第38回審査会）第2号～6号
6. 20	・審議（第39回審査会）第2号～6号
7. 7	答申